



災害時の通行規制などを メールで素早くお知らせします!

—「高知東部メール倶楽部」のご案内—

台風などの災害時、国道は通行規制される場合があります。その規制情報をより早くお伝えするため、四国地方整備局土佐国道事務所奈半利国道出張所と高知県安芸土木事務所では「高知東部メール倶楽部」を開設いたしました。ケータイやパソコンのメールアドレスを登録された方には、高知東部地域における国道55号および国道493号の異常気象時の通行規制情報を速やかに送信します。

登録方法は簡単！空メールを送るだけです。

tosaka83@skr.mlit.go.jp



このアドレスに空メールを送る



空メールの送り方がわからない方は、
奈半利国道出張所に来ていただければ登録いたします。

3日間以内に「手続き完了メール」を返信いたします。3日以上経過しても手続き完了メールが届かない場合は、再度上記アドレスに空メールを送信してください。ただし、手動入力のため、登録多数などの事情により時間がかかる場合があります。ご理解をお願いいたします。

※迷惑メール対策を実施されている方は注意してください。



送信される情報は以下のようなものです。

国道55号(台風時や大雨時に送信)

注意メール(予告)

- 以下の事前通行規制区間の連続雨量が200mmを超えた時点で送信する
・安芸郡東洋町野根～室戸市佐喜浜町入木・全長8.9km
- 越波の注意

規制メール

- 事前通行規制区間の連続雨量が250mmを超えた時
- 越波による通行止め
- その他、災害等で長期の通行規制を行う場合

解除メール

通行規制の解除時

国道493号(台風時や大雨時に送信)

規制メール

以下の事前通行規制区間の連続雨量が200mm(時間50mm)を超えた時点で送信する

- 安芸郡北川村長山～北川村小島・全長11.1km
- 安芸郡北川村小島～北川村二又・全長7.0km
- 安芸郡北川村二又～北川村四郎ヶ野峠・全長12.2km
- 安芸郡北川村四郎ヶ野峠～東洋町野根・全長5.6km

解除メール

通行規制の解除時

高知東部メール倶楽部のお問い合わせ先

- ◎国土交通省土佐国道事務所奈半利国道出張所 TEL(0887)38-4414(代)/管理係
- ◎高知県安芸土木事務所 TEL(0887)34-3135(代)/維持管理課
- ◎高知県安芸土木事務所室戸事務所 TEL(0887)22-1531(代)/工務課

「事前通行規制区間」が必要な理由

事前通行規制区間とは？

事前通行規制区間は、大雨時、落石や土砂崩れの危険性が高い区間を全面通行止めする必要がある区間のことです。万が一の被害を未然に防止するためのもので、皆様にご協力いただいています。時には「晴れているのにどうして通してくれないの？」という問い合わせをいただきますが、雨がやんでも、2時間程度は雨水が山に蓄積されて土砂災害の危険性が高まっているので解除できません。通行止めの解除は、雨がやんでから2時間以上経過し、パトロールにより安全の確認をしたあとになります。ただし夜間は十分な安全確認ができませんので、翌朝にパトロールを行って安全を確認した後で解除となります。ご理解ください。



もしも事前通行規制を
していなかったら…



大きな被害が出ていたかも…

平成15年11月、事前通行規制区間での災害



大雨や台風などによる奈半利国道出張所での規制

平成16年度 41回(計225時間)の規制

平成17年度 21回(計156時間)の規制

越波災害も多発傾向にあります

土砂災害以外にも高知東部では越波による災害が近年多発傾向にあります。

平成16年の台風23号での災害。
倒壊した家屋や越波で打ち上げられた石で
通行できませんでした。



この時も
通行規制と
なります

◎規制メールは、通行規制が実施された後に送信されることをご了承ください。

◎本情報に基づいて遂行された活動において発生したいかなる損害に対しても一切補償は追いません。

◎本サービスは通信回路設備、システム障害、メンテナンス、天災地変その他のやむを得ない事由により遅延または中段する場合があります。これに起因するご利用者または他の第三者が被った損害についても一切の責任を負いません。

◎登録された個人情報自体を第三者に開示、公表することはありません。

◎情報提供は無料です。ただしメール受信時の